

短時間労働の現状等（年金制度との関わりにおいて）

1 短時間労働の現状

(1) 短時間労働者の数

- ① 週の労働時間が35時間未満の労働者数
1,205万人（男376万人、女829万人）（平成13年 労働力調査）
- ② パートタイム労働者と呼称される労働者数
701万人（男54万人、女646万人）（平成13年8月労働力調査特別調査）
- ③ 通常の労働者よりも所定労働時間等が短い労働者
918万人（平成13年 毎月勤労統計調査）

(2) 短時間労働者数の推移

「短時間雇用者数の推移」（資料4-7 P1）

(3) 増加の背景

「パートタイム労働者を雇用する理由別事業所割合」（資料4-7 P12）

「パートタイムで働く理由別労働者割合」（資料4-7 P13）

2 厚生年金の被保険者数の推移等

・適用状況

- 「近年における厚生年金被保険者数等の推移」（資料4-7 P15）
- 「厚生年金被保険者比率等（対人口）の推移」（資料4-7 P16-18）
- 「男女別厚生年金被保険者比率（対雇用者数）の推移」（資料4-7 P19-21）
- 「年齢別厚生年金被保険者比率（対非農業の雇用者数）の推移」（資料4-7 P22-24）
- 「業態別厚生年金被保険者比率（対非農業の雇用者数）の推移」（資料4-7 P25）

3 短時間労働者に対する年金制度の適用状況(1) 短時間労働者に対する厚生年金の適用割合

- ① 「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査」
 - ・「パートタイム労働者」（注1）のうち、「健康保険・厚生年金に加入している」35.8%（男子36.5%、女子35.6%）。
- ② 「平成11年 就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」
 - ・「短時間のパート」（注2）のうち、厚生年金保険の「適用あり」17.6%（男7.6%、女20.0%）。

・「その他のパート」(注3)のうち、厚生年金保険が「適用あり」62.4%(男54.3%、女65.2%)。

③ 「多様な就業のあり方に関する調査」(平成13年(財)21世紀職業財団)

・「パート」(注4)のうち「社会保険に加入している」39.4%。

(2) 厚生年金が適用されていない短時間労働者の数

① 「平成10年 公的年金加入状況等調査」によれば、厚生年金等の被用者年金に加入していない労働者(所定労働時間が一般労働者の概ね4分の3未満である雇用者)は、約490万人(うち、厚生年金に任意加入となっている5人未満個人事業所に勤務する者は約70万人)(注5)。

② また、これら厚生年金に加入していない労働者に係る第1号被保険者と第3号被保険者の比率は、37:63程度となる。

③ なお、「平成13年2月 労働力調査特別調査」によれば、「パート」及び「嘱託、その他」の労働者のうち、「1週間の就労時間34時間以下」の者は約600万人、「同29時間以下」の者は約450万人(注6)。

補足(資料4-1関係)

(注1) 正社員以外の労働者で、名称にかかわらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。

(注2) いわゆる正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めのない者。

(注3) いわゆる正社員より1日の所定労働時間と1週の所定労働日数が同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ばれている者。

(注4) パートタイム労働者をはじめ、アルバイト、準社員などの名称にかかわらず、「正社員」以外の労働者で、1週間の所定労働時間が正社員より短い者。

(注5)

(単位：千人)

	男女計	男子	女子	5人未満個人事業所勤務(再掲)
総数	5,888	557	5,331	858
第1号被保険者	1,813	243	1,569	342
第3号被保険者	3,081	9	3,072	372
非加入(20-59歳)	217	41	176	54
(20歳未満)	39	7	32	2
(60歳以上)	738	257	481	87
小計	994	305	689	143

(備考) 社会保険庁「平成10年公的年金加入状況等調査」により、第2号被保険者以外の雇用労働者のうち「パート労働者」及び「嘱託」である者の数を集計(「アルバイト」は除外)したもの。

なお、本文の3の(2)の①の労働者数は、「非加入」を除いたもの。

(注6) 平成13年2月末1週間の就労時間についての調査。なお、同調査にいう「パート」は、呼称によるもの。

勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「嘱託、その他」の5つに区分。